

令和5年度第1回・2回エントリー当選事業者のみなさまへ 募集要項改定のお知らせ

令和5年度

魅力ある 職場づくり 推進奨励金



＼ 賃金引き上げの取組を実施した場合に提出する申請書類を一部変更しました！ ＼

- | | | | | | | | |
|----|-----------------------------|----|----------|----|---------------------|----|-------------------------|
| 01 | フレックスタイム制 | 02 | 選択的週休3日制 | 03 | ワーケーション制度 | 04 | 社外副業・兼業制度 |
| 05 | 人材育成方針の策定と
目標管理・キャリア面談制度 | 06 | 社内メンター制度 | 07 | リスキリング・
資格取得支援制度 | 08 | 外部キャリアコンサルタント
活用支援制度 |
| 09 | 従業員表彰制度・
報奨金制度 | 10 | 多様な正社員制度 | 11 | 家庭応援特別休暇制度 | 12 | 産休・育業を支える
従業員への支援制度 |
| 13 | 子育て支援勤務制度 | 14 | 積立休暇制度 | 15 | 時間当たり30円以上の賃上げ | | |

変更点

賃金引き上げ後の
賃金台帳の提出期間

6か月⇒2か月

賃金引き上げの取組内容と要件

<賃金引き上げの取組>

従業員の時間当たりの賃金額を30円以上引き上げを行うこと

<要件>

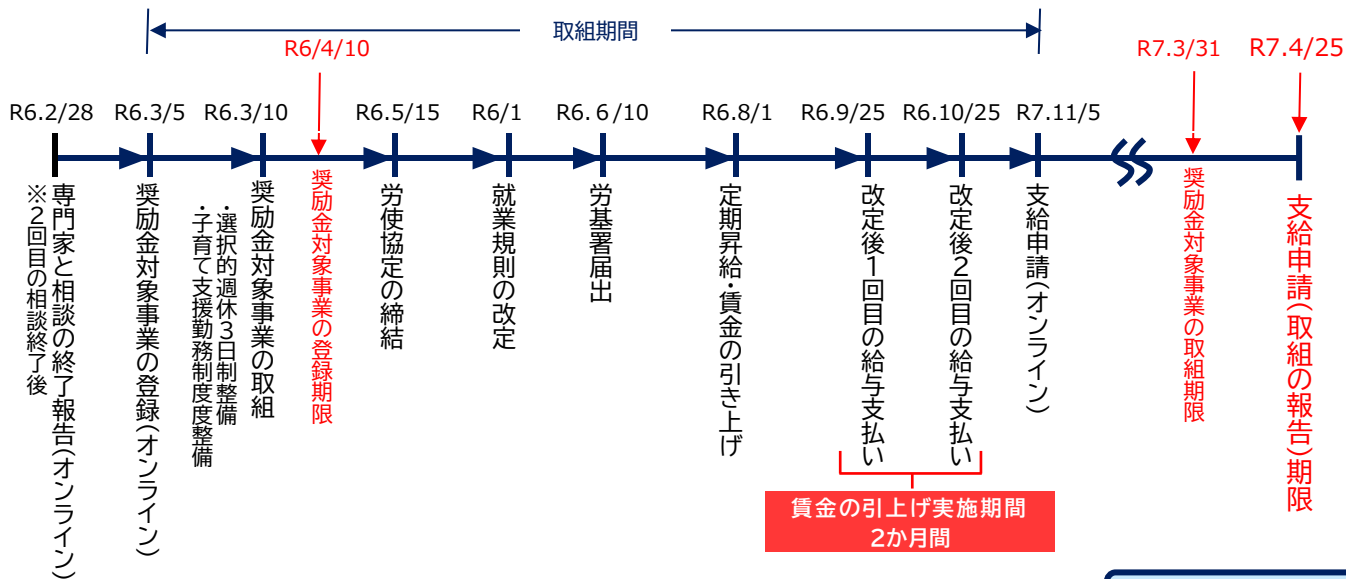
- ①時間当たり30円以上の賃上げを行うこと。
- ②就業規則等に規定している定期昇給外(臨時昇給、又は定期昇給の上乗せ等)で実施すること。
- ③賃上げ後の時間当たりの賃金額が、東京都の地域別最低賃金額を30円以上上回っていること。

<ご注意ください>

※本奨励金で賃金の引き上げを実施した従業員の賃金を奨励金の支給後に引き下げた場合、奨励金の返還を求める場合があります。

(例)賃金の引上げを実施する第7回エントリー企業の場合(月末締・翌月25日払い)

※賃金の引上げ後、2回の給与支払いが完了してからすぐに申請する場合



支給申請
(取組の報告)
期限の変更なし!

従業員のエンゲージメント向上に向けた取組及び結婚等のライフステージを支援する取組に加えて、賃金の引上げを実施する場合

エントリー回	奨励金対象事業の登録期限	奨励金対象事業の取組期限	支給申請(取組の報告)の期限
第1回	令和5年10月10日(火)	令和6年9月30日(月)	令和6年10月25日(金)
第2回	令和5年11月10日(金)	令和6年10月31日(木)	令和6年11月25日(月)
第3回	令和5年12月11日(月)	令和6年11月29日(金)	令和6年12月25日(水)
第4回	令和6年1月10日(水)	令和6年12月27日(金)	令和7年1月27日(月)
第5回	令和6年2月9日(金)	令和7年1月31日(金)	令和7年2月25日(火)
第6回	令和6年3月11日(月)	令和7年2月28日(金)	令和7年3月25日(火)
第7回	令和6年4月10日(水)	令和7年3月31日(月)	令和7年4月25日(金)
第8回	令和6年5月10日(金)	令和7年4月30日(水)	令和7年5月26日(月)
第9回	令和6年6月10日(月)	令和7年5月30日(金)	令和7年6月25日(水)
第10回	令和6年7月10日(水)	令和7年6月30日(月)	令和7年7月25日(金)

※詳細は令和5年6月改定の募集要項(最新版)をご確認ください

「魅力ある職場づくり推進奨励金Webサイト」
募集要項についてのページはこちら

魅力ある職場づくり推進奨励金

スマートフォンで
募集要項を確認

